

介護職員等処遇改善加算に係る情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。直近では、2024 年の介護報酬改定において「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という 3 つの要件を満たしている必要があります。

C の「見える化」要件とは、① 2020 年度からの算定要件で、② 介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算取得状況

サービス種別	加算の区分
介護老人保健施設	新加算Ⅰ
（介護予防）短期入所療養介護	新加算Ⅰ
（介護予防）通所リハビリテーション	新加算Ⅰ

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件

区分	当法人としての取組
入職促進に向けた取り組み	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアパスに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指すものに対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供性帰任者研修、中堅良く印に対するマネジメント研修の受講支援 エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 短時間勤務労働者も受信可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための取組	厚労省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会の立上） 5S 化 t 同（業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備（間接業務を介護助手等を活用）
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーションに資する、値域の児童・生徒や住民との交流の実施 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供